

公告

令和 7 年 4 月 9 日

豊橋市長 長坂尚登

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名
大型映像デジタル番組組込・宣伝業務
- (2) 業務内容
別紙「大型映像デジタル番組組込・宣伝業務説明書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで
- (4) 業務場所
豊橋市自然史博物館（豊橋市大岩町地内）
- (5) 契約上限金額
金 1 1, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）
（令和 7 年度業務終了後：8, 0 0 0 千円、業務期間終了後：3, 0 0 0 千円）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 令和 6・7 年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）における、大分類「役務の提供等」中分類「映画等製作・広告・催事」、又は大分類「役務の提供等」中分類「その他の業務委託」の営業種目において登録されていること。
 - イ 日本ジャイアントスクリーン協会（J G S S）会員であり、令和元年度以降に、本館と概ね同類の上映システムを持つ上映館が発注した番組製作・配給業務を履行した実績を有する者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
 - イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒441-3147

愛知県豊橋市大岩町字大穴1-238 総合動植物公園 自然史博物館

電話：0532-41-4747

ファックス：0532-41-8020

電子メールアドレス：shizenshi@city.toyohashi.lg.jp

（２）実施要領等の入手方法

豊橋市自然史博物館ホームページからダウンロードすること。

豊橋市自然史博物館ホームページ：<https://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/>

（３）プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和7年4月25日（金）午後4時必着

イ 提出場所

（１）に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」（様式3）により、提案書等の提出について通知する。

（４）提案書等の提出

ア 提出部数 正本1部、副本6部

イ 提出期限 令和7年6月3日（火）午後4時必着

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

エ 提出先 〒441-3147 愛知県豊橋市大岩町字大穴1-238 豊橋市自然史博物館

4 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市自然史博物館大型映像番組選定委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査（提案書等審査、プレゼンテーション・ヒアリング）

日程 令和7年6月20日（金）

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「大型映像デジタル番組組込・宣伝業務プロポーザル実施要領」による。